

豊能地区講師希望者登録のお知らせ

《平成31年度(2019年度)版》

豊中市教育委員会
池田市教育委員会
箕面市教育委員会
豊能町教育委員会
能勢町教育委員会

豊能地区3市2町(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)における公立学校の講師〔常勤講師・非常勤講師〕を希望される方は、下記の要領で講師希望者登録を行ってください。

◆登録できる方(次のいずれにも当てはまる方)

- 1 当該校種・教科の普通免許状を現に有する方、又は平成31年(2019年)4月1日までに取得見込みの方(ただし、取得見込みの方の登録は、取得見込日が平成31年(2019年)3月31日までの方に限ります)
- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない方

◆登録にあたっての注意事項

- 1 申込は豊能地区3市2町全てに登録されます。採用の必要が生じた場合には、各市町教育委員会の担当課より連絡いたします。
ただし、登録された人がすべて採用されるものではありません。必要が生じた場合に採用しますので、ご注意ください。
- 2 他の府県や大阪府・大阪市・堺市などで登録されていても、登録することができます。
- 3 登録の有効期限は、平成33年(2021年)3月31日までです。平成30年度(2018年度)版の登録をされている方は、平成32年(2020年)3月31日まで登録が有効ですので、あらためて登録をする必要はありません。
- 4 登録内容に変更が生じた場合、インターネットによる申込みをされた方は電子申込システムから再登録、持参又は郵送による申込みをされた方は申込書を提出した市町の担当課まで連絡してください。

◆登録申込み方法(次のいずれかの方法で行ってください)

- 1 **インターネットによる申込み**
大阪府豊能地区教職員人事協議会のホームページ(<https://toyono-jinjikyoo.com/>)内の電子申込システムから登録を行ってください。
- 2 **申込書の持参、又は郵送による申込み**
別添の申込書に必要事項を記入のうえ、下記のいずれかの市又は町の教育委員会事務局の担当課まで提出(郵送可)してください。

【申込書提出先および問合せ先】

市町名	担当課名	受付時間	電話番号
豊中市	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第一庁舎6階) 豊中市教育委員会事務局 教職員課	8:45 ~17:15	06-6858-2562
池田市	〒563-8666 池田市城南1-1-1(池田市役所5階) 池田市教育委員会事務局 教育部 教職員課	8:45 ~17:15	072-754-6292
箕面市	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(箕面市役所別館3階) 箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 教職員人事室	8:45 ~17:15	072-724-6997
豊能町	〒563-0292 豊能郡豊能町余野414-1(豊能町役場1階) 豊能町教育委員会事務局 教育総務課	9:00 ~17:30	072-739-3426
能勢町	〒563-0392 豊能郡能勢町宿野28(能勢町役場南館1階) 能勢町教育委員会事務局 学校教育課	8:30 ~17:00	072-734-2693

※受付は市役所及び町役場の開庁日(休日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く月~金曜日)に行います。

◆勤務条件等について（大阪府内の公立学校と同じ）

【常勤講師】

任用形態	<p>公立学校の教員に欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時任用します。発令期間内は、毎日勤務していただきます。（原則として、週休日・休日を除く。）</p>
給与等	<p>基本給与 大学新卒（４年制）約２３９，０００円 短大新卒（２年制）約２１７，０００円</p> <p>※基本給与とは給料月額に教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を加えた額です。 経歴その他に応じて一定の基準により加算があります。 基本給与の支給限度額は約３６５，０００円です。</p>
	<p>昇給 なし</p> <p>※任用の都度、給料月額が決定されます。ただし、給料月額は条例の改正に伴い変動する場合があります。</p>
	<p>諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じ支給されます。</p> <p>※扶養、住居手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当が支給されます。ただし、期限満了が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。 ※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出をしてください。（任用期間が引き続かない場合は、改めての届出が必要です。） ※教員特殊業務手当（修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当）は、実績があった翌月に支給されます。 ※期末、勤勉手当は基準日（６月１日、１２月１日）に在職する職員及び基準日前１カ月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。</p>
	<p>退職手当 引き続き６カ月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。</p>
支払方法	<p>給料（手当を一部含みます。） 月の１日から末日までの期間について、その月の月額が１７日（その日が土曜日に当たるときは１６日、日曜日に当たるときは１８日（その日が休日に当たるときは１５日））に支給されます。</p>
	<p>退職手当 一般の退職手当の支払いは、原則として、退職日から１カ月以内に支給されます。</p>
勤務時間	<p>勤務時間 週当たり３８時間４５分（月～金／勤務日、土・日／週休日・休日） 昼間に授業を行う学校又は課程／ ８時３０分から１７時００分 夜間に授業を行う学校又は課程／ １２時４５分から２１時１５分</p> <p>※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。</p>

<p>休暇</p>	<p>休暇 年次有給休暇は、1年間につき20日付与されます。 計算式：(採用期間の日数÷365日)×20日(小数点以下は切り捨て) 特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。 (例) 結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等</p>
<p>社会保険等</p>	<p>雇用保険 任用期間が31日以上6月未満の者のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない者は加入。</p> <p>社会保険(健康保険、厚生年金保険) 当初の任用期間が2カ月を超える場合は、任用初日からの加入となります。ただし、当初の任用期間が2カ月以下で、任用期間が1カ月を超える更新をされることとなった場合は、更新日以降の加入となります。</p> <p>【社会保険の加入継続扱いについて】 資格の取り扱いについては、任用実績にかかわらず、前任用期間の終期後9日以内の任用があった者について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格が継続するものとして取り扱います。なお、任用にあたり厚生年金保険及び健康保険における適用事業所が変わる場合は、被保険者資格は継続するものとして取り扱いません。</p> <p>(例) 継続扱いできる場合 : 任命権者が変わらない任用 継続扱いできない場合 : 任命権者が変わる任用(常勤講師⇔非常勤講師) 任命権者が変わる任用(豊能地区内でも市町が変わる場合) 被保険者証が変わる任用(学校共済組合⇔厚生年金保険・健康保険)</p> <p>【共済組合の組合員資格の取得について】 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上(週休日・休日を除きます。)ある月が、引き続いて12カ月を超え、13カ月目以降において1カ月以上の任用期間がある場合には、13カ月目の初日から共済組合の組合員資格を取得します。</p> <p>介護保険 社会保険加入者で40歳以上65歳未満の方は、同時に介護保険2号被保険者となりますので、健康保険料とは別に介護保険料も徴収されます。</p>

【非常勤講師】

任用形態	担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。					
報酬等	報酬額及び交通費相当額が支給されます。					
	報酬額	授業1時間につき以下のとおりの額を支給します。				
	授業時間	報酬額				
	55分未満	2,860円				
	55分以上60分未満	3,150円				
	60分以上65分未満	3,430円				
	65分以上70分未満	3,720円				
	70分以上75分未満	4,000円				
	交通費相当額	通勤の事実の確認及び交通費相当額の決定は、届け出に基づき行います。				
	昇給	なし。				
	期末・勤勉手当	なし。				
	退職手当	なし。				
支払方法	月の1日から末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が、翌月の10日(その日が週休日・休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給されます。					
勤務時間・休暇	勤務時間	担当する時間割に応じて勤務していただきます。				
	休暇	6カ月を超えて勤務する者に対し、一定の基準(下表参照)により年次休暇が付与されます。				
	1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日
	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
社会保険等	<p>社会保険(健康保険、厚生年金保険)の適用はありません。国民健康保険等に加入していただくことになります。ただし、非常勤講師のうち、厚生年金保険及び健康保険加入者に限り、常勤講師の【社会保険の加入継続扱いについて】と同様の取扱いをします。</p> <p>雇用保険は、1週間の基本的な時間割において受け持つ授業時間が20時間以上で、31日以上任用期間がある場合のみ適用になります。</p>					

※標記の勤務条件等は、平成30年(2018年)10月1日現在の内容です。(今後変更される場合があります。)